

RoHS 指令附属書 II の改訂案を WTO に通知



欧州委員会(EC)は 2014 年 12 月 17 日、RoHS 指令(2011/65/EU)に制限対象物質を定めた附属書 II を改訂する委員会委任指令案を世界貿易機関(WTO)に通知しました。

RoHS 指令第 6 条(1)では、2014 年 7 月 22 日を期限に制限対象物質を定めた附属書 II の見直しを検討することが定められており、2014 年 2 月と 6 月の調査報告書により、次の 5 物質についての評価結果が公表されていました。

今回の WTO に通知された附属書 II の改訂案では、4 種のフタル酸エステル類を附属書 II に新たに追加する内容となっています。

一方、HBCDD 類については、2013 年 5 月に POPs 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)の附属書 A への掲載が決定され 2014 年 5 月に施行されたことや、REACH 規則付附属書 X IV (認可対象物質)に掲載されており、建築資材用途以外に認可申請がないこと等から、EU 域内の製造および EU 域外からの輸入に関わらず、電気電子製品における HBCDD 類の段階的廃止は時間の問題であると判断し、新規追加が見送られました。

また、スケジュールについては、加盟国の国内法制化の期限を 2016 年 12 月 31 日までとし、4 種のフタル酸エステル類の含有制限を 2019 年 7 月 22 日から適用することとしています。ただし、カテゴリ 8 の医療機器とカテゴリ 9 の監視および制御機器については、高信頼性が要求され、また技術革新に長期間を有することから、2021 年 7 月 22 日から適用されることになっています。

なお、EC は 2015 年半ばに官報公示することを予定しています。

附属書 II の改訂案の制限対象物質は、以下のとおりです。

- ① フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
- ② フタル酸ジブチル
- ③ フタル酸ブチルベンジル
- ④ フタル酸ジイソブチル

当社では、製品/材料分析に加えて、排水、下水、環境水、産業廃棄物などの様々な種類の分析について、長年の経験と実績があります。

お気軽にお問い合わせください。

化学分析箇所 竹下尚長

資料 平成 26 年 12 月 17 日付 欧州委員会発表資料
平成 26 年 12 月 26 日付 ワールドエコスコープ

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。